

# 日本病院前救急救命学会 平成29年度事業計画

(自：平成29年4月1日～至：平成30年3月31日)

日本病院前救急救命学会会則（以下「会則」という。）第3条に規定する目的を達成するために行う、会則第4条第1項から第6項までの事業について、以下を平成29年度の事業計画とする。

## 1 学術集会の開催(会則第4条第1項及び第19条)

- (1) 日本病院前救急救命学会の鈴木健介副会長を会長とした第3回総会及び学術集会（平成29年度）を第20回日本臨床救急医学会総会・学術集会のジョイントセッションとして企画し、次のとおり行う。
  - ア 日時：平成29年5月28日（日）8時30分～12時30分  
第1部（総会）、第2部（学術集会）
  - イ 場所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）
  - ウ 学術集会テーマ：「次世代への挑戦」～ Challenge to the next generation ～
- (2) 第20回日本臨床救急医学会総会・学術集会会長の坂本哲也先生への挨拶に引き続き、副会長の東京消防庁救急部長への挨拶を平成29年4月中に、当学会の鈴木副会長及び幹事1名で行う。
- (3) 日本病院前救急救命学会第四回総会及び学術集会(平成30年度)を第21回日本臨床救急医学会総会・学術集会のジョイントとして行うか又は、当学会の単独で行うかを決定し開催する。

## 2 調査・研究事業及び教育と普及・啓発(会則第4条第2項、第3項)

- (1) 年間を通して症例検討会、教育講演会等を可能な限り積極的に複数回開催する。
- (2) 平成29年下半年に、ワークショップを開催する。
- (3) 平成28年度に脇田副会長を委員長に設置した「将来構想委員会」において、当学会の将来構想について検討を継続する。

## 3 国内外における関係諸団体との交流(会則第4条第4項)

関係各機関、諸団体との交流を行う。

## 4 会員相互の情報交換及び機関誌の刊行(会則第4条第5項)

- (1) メーリングリスト及びホームページの会員専用ページ並びにフェイスブックを活用し、会員相互の情報交換を推進する。
- (2) 株式会社へるす出版の発刊する既存の医学雑誌を当学会の準機関誌としての位置づけるための協議を継続して行う。
- (3) 出版社からの依頼に基づく、救急救命士関連の出版物への編集協力（受託）を行う。  
なお、必要に応じ正会員等から協力者を募集する。

## 5 その他の必要な事業(会則第4条第6項)

- (1) 事務局の委託業務の内容について、株式会社へるす出版との協議を継続する。
- (2) 平成29年度予算に当学会を法人化するための経費を計上するとともに、法人名を「一般社団法人 日本病院前救急救命学会」とした定款及び定款催促を作成し、平成29年度上半期に法人化を行うとともに、日本病院前救急救命学会の解散を行う。
- (3) 事業計画の各事業の遂行にあたり、必要に応じ会則第20条に基づく委員会を設置する。

以上、平成29年3月21日作成、日本病院前救急救命学会会長 坂田 武